

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部(局)・課(室) 生活衛生課

法令名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律	法令の番号	昭和32年法律第164号
不利益処分の種類	生活衛生同業組合の解散命令	根拠条項	第52条の3
処 分 基 準	<p>組合が次の各号の一に該当するとき、知事は組合の解散を命ずることができる。</p> <p>1 組合が次の要件を備えなくなったとき。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 営利を目的としないこと</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。</p> <p style="margin-left: 20px;">(3) 組合員の議決権及び選挙権が平等であること。</p> <p>2 組合員総数が、その地区内において当該業種に属する営業を営む者の総数の3分の2に満たなくなったとき。</p> <p>3 その業務が法令の規定、法令の規定に基づく処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく不当であると認められるとき。</p>		
対応 区分	① 聴聞の実施（公開） ② 弁明の機会の付与	処理 機関	生活衛生課 生活衛生課
		交付 機関	生活衛生課
			目次 NO